【履修ガイドライン:博士前期課程】

① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

② 修士の学位を得るためには、以下の科目分類から30単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備考
特別演習 I ~Ⅳ	各1単位	4 単位(注1)	各研究室でのゼミ,輪読,勉強
特別輪講 I ~IV	各1単位	4 単位(注1)	会などです
特別実験 I ・Ⅱ	各4単位	8 単位(注1)	修士論文研究活動です
特 論	各2単位	14単位以上(注2)	いわゆる講義科目です

- (注1) 学則上では必修・選択の区別はありませんが、修士論文研究活動では実験を 行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別演習・特別 輪講・特別実験は事実上の必修科目と解釈してください。
- (注2) 前述のように、特別演習・特別輪講・特別実験を事実上の必修科目と解釈すると、その合計 16 単位を総計 30 単位から差し引いた残りの 14 単位 (7 科目) 以上を特論 (講義科目) から履修することになります。
- (注3) 指導教員の許可を得て他専攻の授業科目を履修することができます。他専攻 の授業科目は10単位を超えない範囲で博士前期課程の修了に必要な単位数 として含むことができます。
- (注4) 将来、本学大学院の博士後期課程へ進学を考えている学生は以下の点に十分 留意して、指導教員・教務委員とよく相談して履修計画を立てて下さい。 本学大学院の工学研究科博士後期課程では、平成26年度入学者から講義科 目(特論)の履修(2科目4単位以上)が必要になりました。博士後期課程 では博士前期課程とほぼ同じ講義科目が開講されますが、<u>博士前期課程</u>(ま たは修士課程)で修得済みの科目は重複して履修、修得することができませ ん。博士前期課程で多数の講義単位を修得した場合、博士後期課程進学時に 修得できる科目が大きく制限される可能性があります。

一般に、大学院での講義科目(特論)は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

③ 特別演習・特別輪講・特別実験の番号付けは以下の表にしたがって付けてください。 特別演習・特別輪講・特別実験の履修時期

4月入学生	M 1		M 2		
4月八子生	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	
特別演習	I	П	Ш	IV	
特別輪講	I	П	Ш	IV	
特別実験	I		П		

(つづく ↓)

10月入学生	M 1		M 2	
10万八子生	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月
特別演習	П	Ш	IV	I
特別輪講	П	Ш	IV	I
特別実験]		I	I

特別実験 $I \cdot II$ は修士論文の指導教員 (<u>研究指導教員</u>) を担当者としますが、特別演習・特別輪講は (修士論文指導教員の許可があれば) 他の大学院教員 (<u>研究指導補助教員を含む。</u>) から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別実験 I • II | は研究指導教員が単位認定(成績評価)を行う。

指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。その登録時期は次のとおりです。なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

4月入学生

前 期 : 4月3日 \sim 4月18日 後 期 : 10月2日 \sim 10月9日

10 月入学生

前 期 : 10月の1ヶ月の間 後 期 : 4月の第1週

修 了

修士の学位を得るためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 本学大学院に2年以上(4年以内)在学したこと。 ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学とする。
- ② 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入したこと。
- ③ 修士論文の審査及び最終試験の合格のほか、以下の科目から30単位以上を修得すること。

修了時必要単位数モデル

		修了		
)		科目数	単位数	
特	論	7科目	1 4 単位	
特別演習		4科目	4 単位	
特別輪講		4科目	4 単位	
特別実験		2科目	8 単位	
合	計	17科目	3 0 単位	

【履修ガイドライン:博士後期課程】

① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

② 博士の学位を得るためには、以下の科目分類から12単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備考
特別研究	4 単位	4 単位(注1)	各研究室でのゼミ,輪講を含む
特別講究	4 単位	4 単位 (注1)	研究活動です
特 論	各2単位	4単位以上(注2)	いわゆる講義科目です

- (注1) 学則上では必修・選択の区別はありませんが、博士論文研究活動では実験を 行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別研究・特別 講究は事実上の必修科目と解釈してください。
 - 特別研究・特別講究は博士後期課程1年目のみの、通年科目です。
- (注2) 前述のように、特別研究・特別講究を事実上の必修科目と解釈すると、その合計8単位を総計12単位から差し引いた残りの4単位(2科目)以上を特論(講義科目)から履修することになります。
- (注3) 指導教員の許可を得て、下記に掲げる(a) \sim (c)の講義科目を履修し、それぞれのカテゴリで2単位まで博士の修了に必要な単位数として含むことができます。
 - (a) 他専攻の講義科目
 - (b) 国内の他大学大学院の講義科目
 - (c) 海外の他大学大学院の講義科目

また、以下の科目も博士後期課程の修了要件単位に2単位まで含むことができます。

(d) 修士号取得後から本学大学院の博士後期課程に入学するまでに取得した単位 (国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含みます。) 以上(a) ~(d) の総計で4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位として認定することができます。

ただし、(a) \sim (d) のいずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修ないし認定申請の前に教務委員とよく相談してください。特に(b),(c)のケースは該当する他大学の大学院との協定が前提となります。

(注4) 出身大学院を問わず、<u>修士取得の際に認定された単位</u>は博士後期課程の修了 要件単位に含むことができません。

特に本学大学院の博士前期課程出身者は、前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

一般に、大学院での講義科目(特論)は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

③ 特別研究・特別講究の履修時期

4月入学生 入学年度の4月~3月

10月入学生 入学年度の10月~翌年度の9月

特別研究は博士論文の指導教員(研究指導教員)を担当者としますが、と特別講究は(博士論文指

導教員の許可があれば)他の大学院教員(研究指導補助教員)から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別研究」、「特別講究」は研究指導教員が単位認定(成績評価)を行う。 指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。その登録時期は次のとおりです。なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

4月入学生

前 期 : 4月3日 ~ 4月18日 後 期 : 10月2日 ~10月9日

10 月入学生

前 期 : 10月の1ヶ月の間 後 期 : 4月の第1週

修 了 (課程博士)

博士の学位を得るためには、学則第27条の2に定める要件を満たすことが必要です。

※ 論文博士の学位取得に関しては、学則第28条第3項、学位規程第2条第3項を参照して下さい。

- ① 原則として博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学でよい場合があります。
- ② 博士論文の審査及び最終試験の合格*のほか,12単位以上を修得すること。 ※ 各専攻の定めるディプロマ・ポリシーと、課程博士学位審査基準を参照して下さい。
- ③ 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入すること。

修了時必要単位数モデル

	修了		
	科目数	単位数	
特 論	2科目	4 単位	
特別研究	1 科目	4 単位	
特別講究	1 科目	4 単位	
合 計	4科目	12単位	